令和７年

東松島市教育委員会４月定例会会議録

東松島市教育委員会

令和７年東松島市教育委員会４月定例会会議録

１　**招集日時**　令和７年４月２５日（金）　午前９時００分

２　**招集場所**　東松島市役所　３階　第三委員会室

３　**出席者**　教育長　志小田　美弘　　委　員　木村　和彦　　委　員　鹿野　あい子
委　員　松岡　勝久

４　**傍 聴 者**　なし

５　**説明のため出席した者**

教育部長	佐藤　伸壽
学校教育官理監	渥美　眞佐男
教育総務課長	樋熊　利将
教育総務課長補佐	千葉　純一
教育総務課教育総務係長	菅原　小百合
生涯学習課長	五ノ井 勝浩

６　**議事日程**　配布資料のとおり

７　**本委員会書記**　教育総務課長補佐　千葉　純一

８　**開　　会**　午前９時２８分

９　**会議録署名委員の指名**
教　育　長　　鹿野委員、松岡委員を指名する。

10　**前回会議録の承認**
教　育　長　　（委員全員に諮って）承認する。

11　**報　告**
（１）教育行政報告
教 育 部 長　　（教育行政報告一覧表等に基づき説明）
（質　疑）　　（質疑なし）
（２）事務局報告事項
教育総務課長　　４月４日、会計年度任用職員（特別支援教育支援員を除く）の辞令交付式を開催した。
４月８日、会計年度任用職員（特別支援教育支援員）の辞令交付式を開催し、その後研修会も実施した。
４月８日、第一学期始業式と中学校入学式が行われた。
４月１１日、標準学力調査が小６、中３を対象に実施された。
４月１７日、全国学力・学習状況調査が小６、中３を対象に実施された。標準学力調査が既に実施済みの小６、中３を除く学年を対象に実施された。
生涯学習課長　　４月２０日、ヤッくん杯争奪少年野球大会が矢本運動公園他で開催され。県内から３０チームが参加し６ブロックに分かれてリーグ戦を行い、勝ち抜いた８チームが５月４日にトーナメント戦を行う予定となっている。
４月２２日、婦人会総会がコミュニティーセンターを会場に開催された。

４月２４日、石巻合同庁舎で開催された管内生涯学習・スポーツ主幹課長会議に出席した。

４月２５日、図書館の建築工事の完成検査と引き渡しが行われ、リニューアルオープンに向けた準備を進めている。リニューアルオープンのセレモニーは６月３０日を予定している。

４月２７日、東松島市子ども会育成連合会総会が開催される。

12　議　　事

承認第５号　　専決処分した事件（東松島市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則について）の承認について

生涯学習課長　　専決処分した事件（東松島市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則について）の承認について御説明申し上げる。本件は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第２５条第１項及び教育長に対する事務委任規則（平成１７年東松島市教育委員会規則第６号）第４条の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同法第２５条第３項の規定により教育委員会に報告し、承認を求めるものである。

（承認第５号関係資料に基づき説明）

（　質　疑　）　　（質疑なし）

教　　育　　長　　（委員全員に諮って）承認可決する。

承認第６号　　専決処分した事件（東松島市学校運営協議会委員の委嘱について）の承認について

学校教育管理監　　専決処分した事件（東松島市学校運営協議会委員の委嘱について）の承認について御説明申し上げる。本件は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第２５条第１項及び教育長に対する事務委任規則（平成１７年東松島市教育委員会規則第６号）第４条の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同法第２５条第３項の規定により教育委員会に報告し、承認を求めるものである。

（承認第６号関係資料に基づき説明）

（　質　疑　）　　（質疑なし）

教　　育　　長　　（委員全員に諮って）承認可決する。

議案第18号　　東松島市児童生徒就学援助費支給要綱の一部を改正する訓令について

教育総務課長　　東松島市児童生徒就学援助費支給要綱の一部を改正する訓令について御説明申し上げる。現在、認定保護者が学校に支払うべき費用について未納額があり、就学援助費を未納額に充当することについて認定保護者に同意を得ている場合は、就学援助費を学校長に現金で支給しているが、学校においては支給された就学援助費を口座管理しているため、現金支給のほか、学校指定口座へ支給することができるよう所要の改正を行うものである。

（議案第18号関係資料に基づき説明）

（　質　疑　）　　（質疑なし）

教　　育　　長　　（委員全員に諮って）承認可決する。

議案第19号　　東松島市学校運営協議会規則の一部を改正する規則について

教育総務課長　　松島市学校運営協議会規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則について御説明申し上げる。今回の規則改正は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、２以上の学校について１つの協議会を設置することができる等の所要

の改正を行うものである。
（議案第 19 号関係資料に基づき説明）

（ 質 疑 ）　（質疑なし）

教　育　長　（委員全員に諮って）承認可決する。

議案第 20 号　東松島市学校教育法施行細則の一部を改正する規則について

教育総務課長　東松島市学校教育法施行細則の一部を改正する規則について御説明申し上げる。文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課教育制度改革室から令和７年３月６日付け事務連絡において通知があった学校教育法施行令第９条第２項に基づく区域外就学に係る協議の方法について、市の事務負担を軽減するため、当該協議を書面で実施する場合においては、原則として公印の押印が不要であり、オンラインによる協議も可能であると通知があったことから所要の改正を行うものである。
（議案第 20 号関係資料に基づき説明）

（ 質 疑 ）　（質疑なし）

教　育　長　（委員全員に諮って）承認可決する。

議案第 21 号　県費負担職員の処分について

教　育　長　議案第 21 号については人事に関する案件につき、秘密会としてよろしいか。
（委員全員に諮って）この審議については、秘密会とする。

教　育　長　（委員全員に諮って）議案第 21 号について承認可決する。

13　閉　　会　午前９時２８分

令和７年５月２３日　　署名委員

署名委員